

# 地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

西原町長 殿

届出者 住所  
氏名  
電話



都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

## 記

- 1 行為の場所 西原町字 番 ( A・B 地区 )
- 2 行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 平成 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積		m <sup>2</sup>	
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)設計の概要		届出部分	届出以外の分	合計
		(ア)敷地面積			m <sup>2</sup>
		(イ)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(ウ)延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(エ)地盤面からの高さ	最高高さ m		
		(オ)用途			
(カ)垣又はさくの構造					
(3)建築物等の用途の変更		ア. 変更部分の延べ面積 m <sup>2</sup>			
		イ. 変更前の用途		ウ. 変更後の用途	
(4)建築物等の形態又は意匠(変更)		色彩 ( ) 壁面の位置 道路境界より m・隣地境界より m			
		設備等 (有・無) 公告物 (有・無)			

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 建築物等の形態又は意匠については、色彩、壁面の位置、設備等について記載すること。

＜ 注 意 事 項 ＞

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに2部提出してください。
- 2 この届出書は、都市整備課(都市計画係)へ提出してください。
- 3 この届出書は、次の図面を添付してください。(計画内容が判断できるように図示すること。)
- 4 地区計画の届出者以外の者が代理で届出を行う場合は、委任状を添付してください。

行為の種別	図 面	縮 尺	備 考
(1) 土地の区画 形質の変更	案内図	適 宜	方位、道路及び目標となる地物を表示
	位置図	1/100 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の道路を表示
	縦横断図	1/100 以上	区画形質の判断できる図面一式
(2) ア.建築物の建築 イ.工作物の建設 ウ.建築物又は 工作物の 用途変更	案内図	適 宜	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置を表示 (壁面位置 4方向)
	面積表	適 宜	敷地及び建物 (敷地面積・建築面積・延べ面積)
	平面図	* 1/50 以上	各階のもの
	立面図	* 1/50 以上	2面以上、計画内容が判断できるもの (色彩表示・公告物等・高架水槽)
	断面図	* 1/50 以上	2面以上、計画内容が判断できるもの (建築物の高さ等)
	外構図	適 宜	計画内容が判断できるもの かき柵等の構造(各断面・造成高等)
(3) 建築物又は 工作物の 形態又は 意匠の変更	案内図	適 宜	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	* 1/50 以上	2面以上、計画内容が判断できるもの

\* 平面図、立面図ともに縮尺は1/100でも可とします。